

1

遺言書作成と相続手続き

- 相続争いを防ぐため、あなたの財産を守るため、遺言書を作るようにしましょう。
- 遺言書で行政書士を「遺言執行者」に指定していただければ、遺言書執行につき一切を処理いたします。

